

第4章 分野別構想

4-1 土地利用

(1) 土地利用に関する現状と課題

本市では、人口・世帯数の減少、少子高齢化が進行しており、今後さらに深刻化することが考えられます。また、DID 地区の面積が縮小、人口密度が低下傾向にあり、中心市街地では低未利用地が多く見られるなど、市街地の低密度化が進行しています。一方で、農村地域への市街地の拡大は、近年の土地利用規制により抑えられています。

住環境の面では、周辺自治体への通勤者が多く、「居住する場」として選ばれている一方で、老朽化した建物や空き地・空き家が多く、活用促進が求められる状況にあります。

また、本市の都市機能の立地状況をみると、国道12号滝川バイパス周辺に商業施設が集積している一方、市役所や医療施設は国道12号周辺に立地しているなど、都市機能が分散している状況にあり、高齢者等の交通弱者の生活利便性の低下が懸念されます。

(2) 土地利用の基本方針

暮らしの質の向上と人を惹きつける魅力の創造を支える土地利用

「広域」-「市街地」-「農村部・郊外部」という三層構造のコンパクト・プラス・ネットワークの都市構造※の実現に向けて、人口減少下においても生活利便性を確保し、計画的・効率的な都市経営を目指して、メリハリのある持続可能な住環境の形成、中空知地域における本市の位置付けや地域の特性を踏まえた拠点・商業地の形成、適切な工業地の配置や農村地域の保全を図ります。

※P60「図 将来都市構造の設定」参照

(3) 住宅地

滝川市街地の「都市拠点」や「居住誘導ゾーン」においては居住機能の重点的な形成・誘導、江部乙地域、東滝川地域の「コミュニティ拠点」ではコミュニティ機能の維持、その他の「一般住宅地」では現在の暮らしの維持に取り組み、人口減少下でも生活利便性の確保を図ります。

①都市拠点

JR 滝川駅から市役所や市立病院が立地するエリア一帯は、人中心の空間を形成し、賑わいを創出するウォーカブル[※]な都市拠点の形成に向け、居住機能の重点的な形成・誘導を図ります。

- 重点的に居住を誘導するエリアとして位置付け、民間賃貸住宅の建設への支援やサービス付き高齢者向け住宅などの高齢者向けの住宅整備を重点的に推進する。
- 街なか居住を推進する観点から、公営住宅の集約再編の際には都市拠点での整備を検討する。

※ウォーカブル：「歩く」を意味する「walk」と「できる」の「able」を組み合わせた造語で、「歩きやすい」「歩きたくなる」「歩くのが楽しい」といった意味を持つ。

②コミュニティ拠点

江部乙地域、東滝川地域におけるコミュニティ拠点として各地域のコミュニティ機能の維持を図ります。

- 江部乙地域の道の駅周辺や東滝川地域の転作研修センター周辺では、コミュニティや交流活動の拠点となる場の形成を図る。
- 農村環境改善センターやJR江部乙駅では、國學院大學北海道短期大学部の学生と連携したコミュニティ機能の維持に向けた活動を推進する。
- 東滝川地域では、持続的な地域コミュニティ運営に向け、地域活動の情報について行政と地域で共有を図る。

③居住誘導ゾーン

現状の人口密度や生活利便性の維持を目指すため、共同住宅等の立地を促進するなど、居住機能の重点的な形成・誘導を図ります。

- 「サービス付き高齢者向け住宅」などの高齢者向けの住宅整備を推進する。
- 既存住宅の耐震化など、安全で快適な住宅への改修を促進する。
- 定住促進を図るため、住宅建設や改修への支援等を検討する。
- 公営住宅は、建て替えや再編を図る場合、居住誘導ゾーンへの立地を推進する。
- 空き家・空き店舗の活用に向け、民間事業者との連携により資産活用の促進や解体・除却の支援を検討する。
- 子育て世代への住み替え支援を図り、既存住宅の流通・利活用を促進する。

④一般住宅地

滝川市街地外縁部、江部乙地域、東滝川地域は、一定の生活利便性を確保することで、住み慣れた地域生活を維持していくための取組を促進します。

- 空き家の発生の抑制に向け、解体・除却の実施支援を検討する。
- 空き地の活用を検討する。（コミュニティスペースや花壇、市民農園、堆雪スペース等での活用等）
- 空き家・空き店舗等を活用した地域サロン等、高齢者の居場所づくりを促進する。
- 公営住宅は需要状況に応じたあり方を検討の上、適正に維持する。
- 農村地域での居住環境を維持する施策を検討する。（二地域居住*の促進等）
- 地区計画のあり方について検討する。

※二地域居住：ここでは、夏季は農村地域、冬季は滝川市街地等に居住することを想定している。



図 住宅地に関する土地利用方針図

（４）商業地

滝川市街地の「都市拠点」においては「滝川の顔」にふさわしい、賑わいの形成を図るほか、「広域商業拠点」では、中空知地域の暮らしを支える大型商業施設の集積を図るなど、各拠点の特性を踏まえた都市機能の集積を目指し、生活利便性や地域活力の維持・向上を図ります。

①都市拠点

本市の商業や賑わいを支えてきた地域であることや、鉄道や市内外を運行する路線バス等の交通結節点であることを踏まえ、行政、医療・福祉、交流、文化等の中心となる「滝川の顔」にふさわしい拠点形成を図ります。

- ・ JR滝川駅から市役所や市立病院が立地するエリア一帯は、「滝川の顔」となる広場等の滞在・交流の創出を図るとともに、公共機能や医療・福祉等の都市機能を集積するなど、都市拠点として賑わいを創出できる魅力的な土地利用を推進する。
- ・ 老朽化した建物は、周辺環境への影響や来街者への印象を考慮し、有効活用に向け建物の改修・解体や誘導施設の新設、空き店舗への出店等の方策を検討する。
- ・ 総合福祉センター跡地などに子育て複合施設の整備を推進する。
- ・ 官公庁施設の再編等の際には、可能な範囲で都市拠点への立地を誘導する。
- ・ 文化施設の再編等の際には、都市拠点での立地可能性を検討する。
- ・ まちづくりセンターみんくるの機能維持に向け、施設のあり方を検討する。
- ・ 開発動向に合わせた高度利用地区や道路整備の見直しを検討する。
- ・ 現状では都市拠点には商業施設が不足していることから、公共交通を活用した買い物や配達サービスの活用を図るための支援を検討する。
- ・ 現状の商業機能の集積を生かしながら、生活利便性の向上を目指した施設の誘導を図る。

②広域商業拠点

中空知地域の暮らしを支える拠点として、交通利便性を活かしながら大型商業施設等の生活利便機能の確保を図ります。

- ・ 主要幹線街路沿道における現状の商業利用を踏まえ、都市の生活利便性を高める土地利用とともに、交通利便性の高い地域特性を活かし、中空知地域も視野に入れた生活利便性向上のための土地利用を促進する。
- ・ 大型商業施設の立地が可能となるように用途地域の変更を検討する。

③コミュニティ拠点

江部乙地域、東滝川地域におけるコミュニティや交流活動の拠点として、各地域の生活利便機能等の維持を図ります。

- 江部乙地域の道の駅周辺や東滝川地域の転作研修センター周辺では、コミュニティや交流活動の拠点となる場の形成を図る。
- 道の駅たきかわ、農村環境改善センター周辺では、コミュニティや交流活動の拠点に資する機能の集約化が可能となるよう、土地利用規制の緩和を図る。
- 道の駅たきかわは市の観光拠点としての機能充実に向け、観光地の周遊を促すための仕組みや情報発信等の強化を行う。
- 旧東栄小学校については、コミュニティ拠点となる施設などの立地が可能となるよう、土地利用規制の緩和を図る。
- コミュニティ活動の拠点である転作研修センターは、交流機能や避難機能の維持に努めるとともに活用方法を検討する。
- 現状の商業機能の維持に向けた取組を検討する。

④生活利便ゾーン

現状の商業、医療、公共交通等の生活利便性の高い地域として、身近な商業や医療等の都市機能の維持を図ります。

- 既存の商業機能の維持を図り、都市拠点や広域商業拠点の商業機能を補完して、都市の生活利便性を向上する土地利用を促進する。

⑤店舗等・大規模集客施設の適正配置

商業機能強化や都市の活力向上、日常生活の利便性向上等のため、大規模集客施設※¹は都市拠点への立地を図るほか、大型商業施設※²については、都市拠点及び広域商業拠点を中心に立地を図ります。

また、必要に応じて特別用途地区※³や特定用途制限地域※⁴による店舗等の立地規制を図ります。

※¹ 大規模集客施設：床面積1万㎡を超える店舗、飲食店等を指す。

※² 大型商業施設：床面積3,000㎡を超え、1万㎡以下の店舗、飲食店等を指す。

※³ 特別用途地区：用途地域内において、市街地の特性に応じて特定の用途の保全又は規制を行うことを目的として定める地区のこと。

※⁴ 特定用途制限地域：用途地域が定められていない地域において、良好な環境の形成や保持を行うことを目的として定める地域のこと。

表 滝川市における現行の店舗等の規制面積一覧表

用途地域	特別用途地区・特定用途制限地域等	店舗面積の規制
第一種低層住居専用地域		50 ㎡以下
第二種低層住居専用地域		150 ㎡以下
第一種中高層住居専用地域		500 ㎡以下
第二種中高層住居専用地域		1,500 ㎡以下
第一種住居地域		3,000 ㎡以下
	商業業務誘導地区（第一種）	50 ㎡以下
	商業業務誘導地区（第二種）	500 ㎡以下
第二種住居地域		10,000 ㎡以下
準住居地域		10,000 ㎡以下
近隣商業地域	（特別用途地区が未指定の箇所なし）	制限なし
	大規模集客施設制限地区	10,000 ㎡以下
商業地域		制限なし
準工業地域	（特別用途地区が未指定の箇所なし）	制限なし
	研究研修地区	（立地は原則不可）
	特別工業地区	1,000 ㎡以下
	商業業務誘導地区（第三種）	1,000 ㎡以下
	商業業務誘導地区（第四種）	3,000 ㎡以下
工業地域	（特別用途地区が未指定の箇所なし）	10,000 ㎡以下
	特別工業地区	1,000 ㎡以下
	商業業務誘導地区（第三種）	1,000 ㎡以下
	商業業務誘導地区（第四種）	3,000 ㎡以下
用途地域外（白地地域）		制限なし
	主要幹線沿道地区	1,000 ㎡以下
	農村環境保全地区	150 ㎡以下

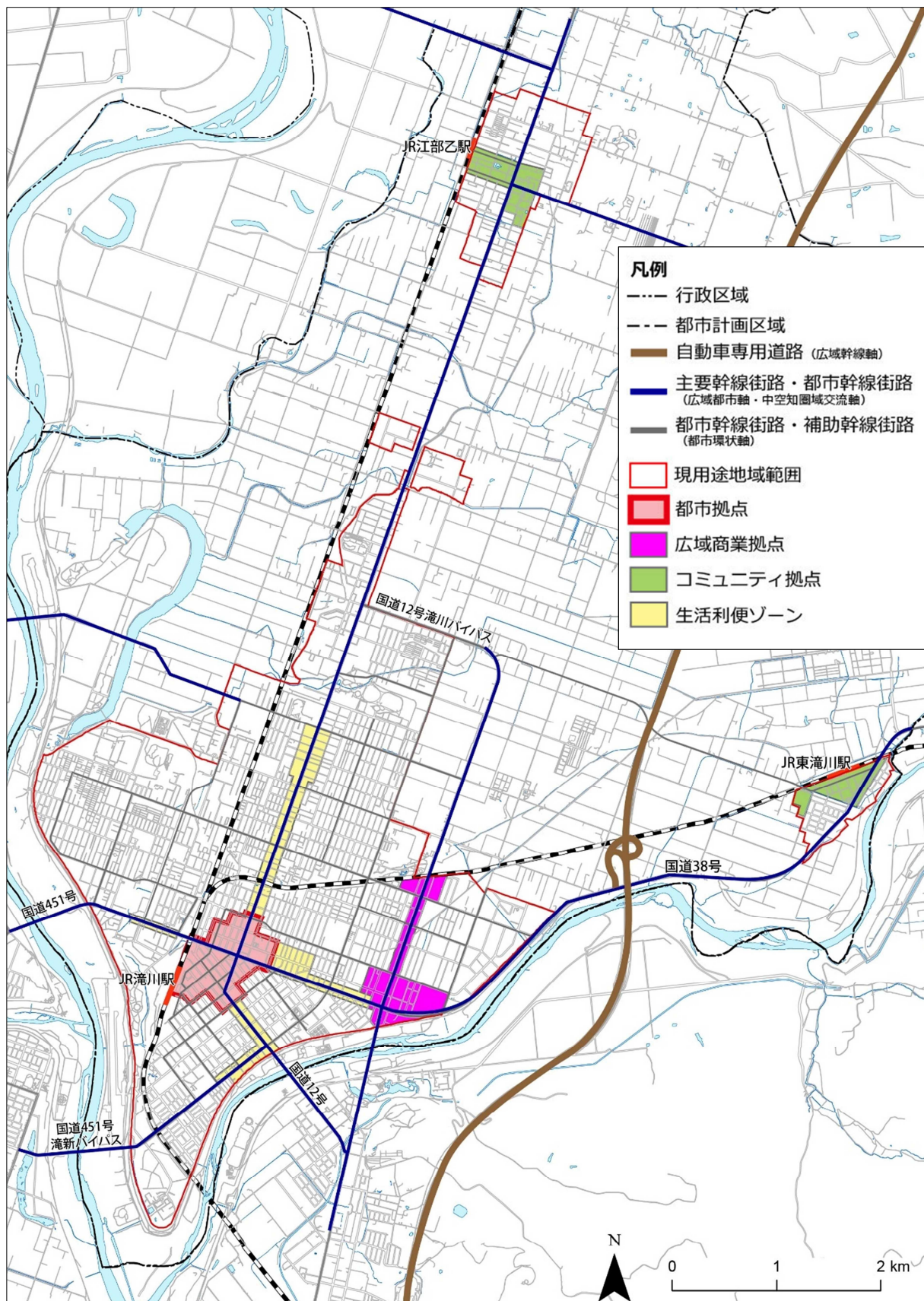
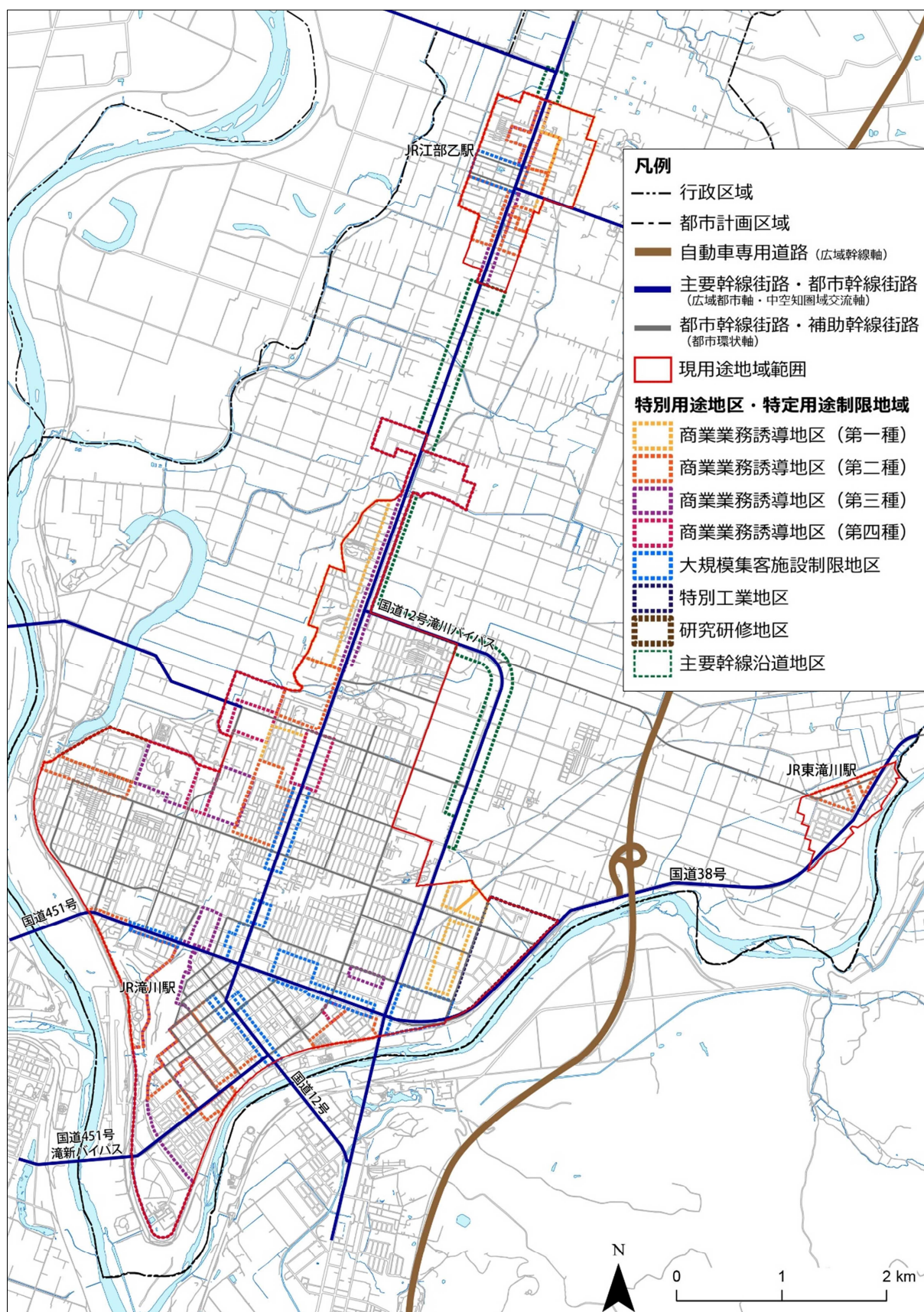


図 商業地に関する土地利用方針図



(5) 工業地

現状の土地利用を維持することを基本に、既存工業団地や流通業務地の低未利用地を有効に活用するとともに、適切な工業立地に努めます。

- 中空知流通関連団地については、特別工業地区（特別用途地区による規制）として位置付け、今後も工業・流通関連業務の円滑な立地を促進する。
- 泉町の工業地域については、研究研修地区（特別用途地区による規制）として位置付け、今後も研究開発施設等を中心とした土地利用を図る。
- 新町の工業地については、避難所となる公共施設などにエネルギー供給を行う公益性の高い施設が立地しており、今後の事業継続に向け、都市計画決定及び用途地域の変更を検討する。
- その他の工業地域については、現状の土地利用を維持するが、今後の需要動向を踏まえ、適切な対応を検討する。
- 国道12号沿道の工業地のうち、農地として活用が見込まれる地域については、用途地域を縮小の上、農村環境保全地区（特定用途制限地域による規制）の指定を検討する。

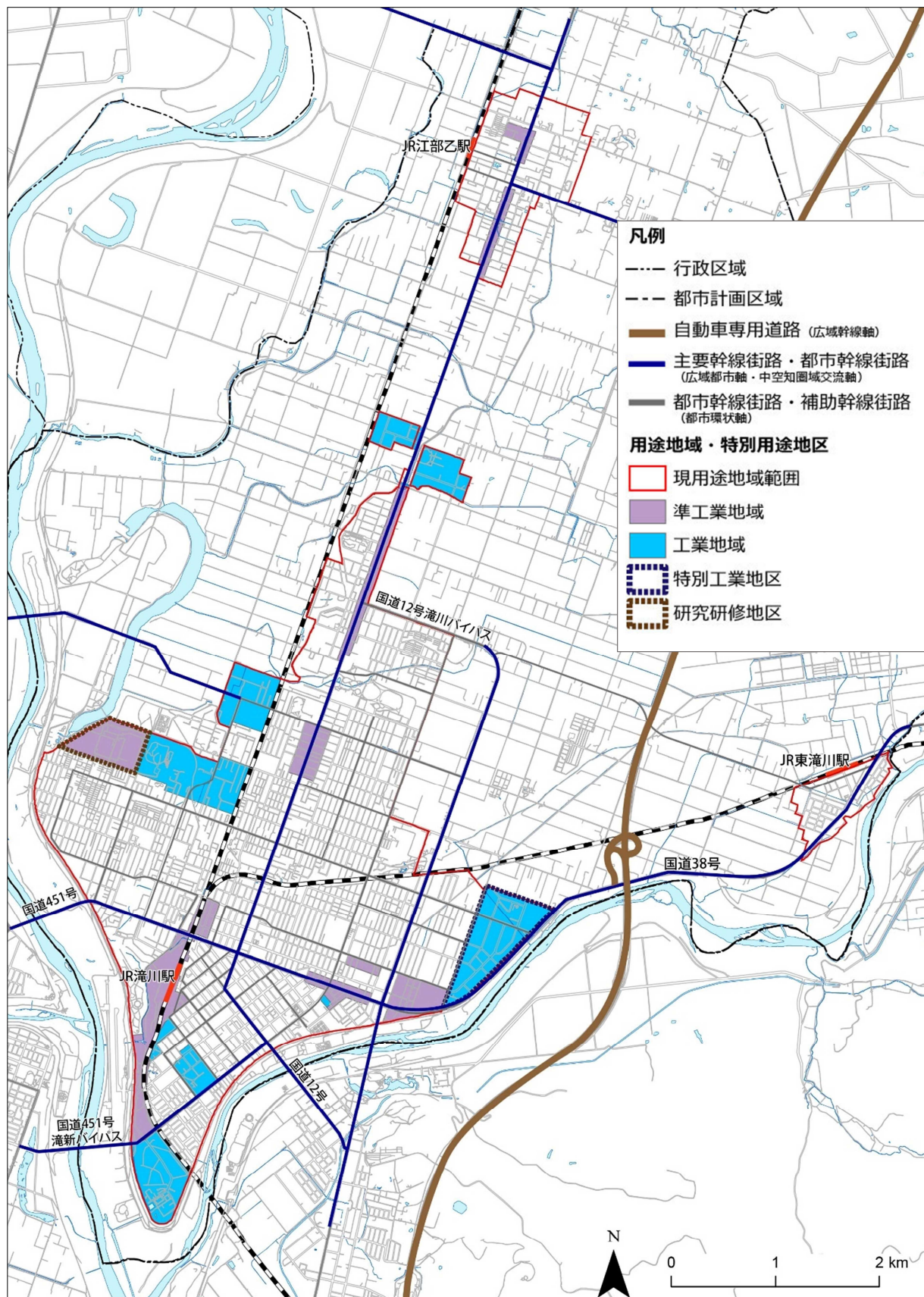


図 工業地に関する土地利用方針図

(6) 農村地域

農地の保全に関しては、農業関係法令（農地法並びに農業振興地域法）に基づき行われていますが、農用地区域から除外した場合、農地転用を繰り返すことにより、実質的に農地の保全が困難になることがあります。そのため、都市計画関係法令に基づく特定用途制限地域を引き続き配置し、農地における開発の抑制を図ることにより優良な農地を保全します。

- 現在農業振興地域となっている地域については、良好な営農環境を損なわないよう、農村環境保全地区（特定用途制限地域による規制）の指定を継続し、農業関連施設以外の土地利用を規制する。
- 用途地域外の国道12号沿道及び国道12号滝川バイパス沿道のうち、都市的土地利用の需要が一定程度見込まれる地域では、良好な営農環境を損なわないよう、主要幹線沿道地区（特定用途制限地域による規制）の指定を継続し、交通利便性を活かした沿道サービス施設以外の土地利用を規制する。
- 国道12号沿道の工業地のうち、農地として活用が見込まれる地域は、用途地域を縮小の上、農村環境保全地区（特定用途制限地域による規制）の指定を検討する。



4-2 交通体系

(1) 交通体系に関する現状と課題

本市は、国道12号、国道38号、国道451号の3本の主要国道が交差する北海道の交通の要衝の一つです。また、道道をはじめとした、周辺自治体と本市を結ぶ道路網が中空知地域の交通拠点として重要な役割を果たしており、今後もこれらの交通体系を維持することが必要です。

都市内の道路体系をみると、これまで着々と都市計画道路の整備が進められてきましたが、都市計画決定後30年以上未着手の道路が7路線(5.43km)※あり、沿道の建物が建築制限を受けたままの状況であることなどから、当該路線の見直しについて検討が必要です。

また、公共交通については人口減少や少子高齢化が進行する中、利用者数が減少傾向となっており、公共交通の利便性の維持や確保が課題となっています。

※中央通(1.06km)、一丁目通(0.49km)、二丁目通(0.91km)、三丁目通(0.8km)、西泉通(1.26km)、西一号通(0.66km)、東四丁目通(0.25km)

(2) 交通体系の基本方針

**中空知地域の交通拠点としての役割を維持するとともに
「コンパクト・プラス・ネットワーク」の都市の骨格を形成し、円滑に移動できる持続可能な交通体系**

① 広域、中空知地域、都市内の多様なネットワークを支える交通体系

北海道の交通の要衝としての広域交通ネットワークの形成、中空知地域の近隣自治体との交通ネットワークの形成、また、都市拠点やコミュニティ拠点を結ぶ交通ネットワークの形成など、都市の活力を支える多様な交通ネットワークの形成を図ります。

② 選択と集中の観点で踏まえた都市計画道路の整備路線の検討

人口減少や少子高齢化が進行する中、「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを支える道路網は重要な要素である一方、選択と集中の観点から、整備路線の見直しや絞り込みを図ることが必要です。

都市計画道路の役割を考慮しながら、まちづくりに関する多様な観点を踏まえ、整備すべき道路や維持すべき道路の検討を行います。

③ 持続可能な公共交通体系

前述した社会情勢の中、公共交通を取り巻く環境はこれまで以上に厳しくなることが想定されます。このような状況下で利用者の利便性を維持するため、持続可能な運行形態や利用促進策、新たな公共交通の導入などを検討します。

既存の都市計画道路については、冬期交通の安全性確保、歩行空間のバリアフリー化等による安全・快適性の確保、豊かな自然環境に調和した都市内道路景観の整備、都市内幹線街路から住居街区へのアクセス機能強化など、市民の快適な暮らしを支える都市内交通環境の維持・向上を図ります。

(3) 道路交通ネットワーク

本市は、北海道中央部の交通の要衝かつ中空知地域の交通拠点の役割を担うことから、都市内を通過する国道12号、国道38号、国道451号を札幌・砂川方面、旭川・深川方面、帯広・赤平方面、留萌・新十津川方面の「主要幹線街路（広域都市軸）」として位置付け、自動車専用道路（広域幹線軸）、都市幹線街路（中空知圏域交流軸）とともに広域交通ネットワークを形成します。

また、都市内交通ネットワークとして、都市形成の骨格をなす「都市幹線街路（都市環状軸）」を位置付けます。さらに、都市内の移動の円滑化、居住区域の交通集散、宅地へのアクセスなどを担う、補助幹線街路、区画道路を位置付け、それぞれの街路の役割分担と補完関係を適切に設定し、都市活動の円滑化を図ります。

①自動車専用道路（広域幹線軸）

北海道縦貫自動車道は、本市と物流・交通拠点である新千歳空港、苫小牧港、札幌市、旭川市などの主要都市を高速で結ぶ役割を担う広域幹線軸として位置付け、今後も重要な交通基盤としての活用を促進します。

②主要幹線街路（広域都市軸）

i) 大通（国道12号）

札幌、旭川方面、近隣の深川市、砂川市、滝川市街地と江部乙地域を結ぶ重要な主要幹線街路であり、公共交通の主要路線、都市活動、防災等の面から都市内外の移動の円滑化を図ります。

また、東三号通（国道12号滝川バイパス）との役割分担のもと、既存の道路水準を維持しつつ、より都市内交通の役割を重視し、アクセス機能の強化を図ります。

- ・北滝の川地区から江部乙地域までの4車線化について国への要望を行う。

ii) 東三号通（国道12号滝川バイパス）

用途地域外における沿道の土地利用の規制の強化を図り、円滑な道路交通を維持します。

- ・都市内の通過交通を分散する役割を担う主要幹線街路であることから、道路の走行性を維持するため、用途地域外における店舗等の立地を抑制する。

iii) 東大通（国道38号）

帯広方面、近隣の赤平市、滝川市街地と東滝川地域を結ぶ重要な主要幹線街路であり、都市拠点と広域商業拠点を結ぶ街路でもあることから、公共交通の主要路線、都市活動、防災等の面から都市内外の移動の円滑化を図ります。

- ・滝川インターチェンジ東側区間の4車線化について国への要望を行う。

iv) 西大通（国道451号）・滝新通（国道451号滝新バイパス）

留萌方面、近隣の新十津川町を結ぶ重要な主要幹線街路であり、都市拠点にアクセスするとともに、一体の都市計画区域をなす新十津川町との連携を強化する役割を担うため、都市活動、防災等の面から都市内外の移動の円滑化を図ります。

- ・道路体系を維持するため、道路の維持管理を促進する。

③都市幹線街路（中空知圏域交流軸）

i) 道道江部乙雨竜線

江部乙地域と雨竜町の生活、観光、物流及び緊急時搬送路として重要な都市幹線街路であり、円滑な移動と安全性の確保を図ります。

- 道路体系を維持するため、道路の維持管理を促進する。

ii) 道道江部乙赤平線

江部乙地域と赤平市を結ぶ都市幹線街路であり、国道 12 号及び国道 38 号に接続し、都市内の国道が通行不能となった場合の代替ルートとしての役割を担っていることから、円滑な移動と安全性の確保を図ります。

- 道路体系を維持するため、道路の維持管理を促進する。
- 都市計画決定区間（国道12号交点～東一線通交点）の整備について北海道への要望を行う。

iii) （仮）道道滝川・新十津川線

国道 12 号と国道 275 号を結ぶ重要な路線であるとともに、本市と新十津川町を結ぶ国道 451 号の補助幹線として重要な役割を担っています。さらに、緊急車両の走行、災害時の避難道路としての役割もあることから広域交通ネットワークの強化を図ります。

- 道路体系の位置付け変更について関係機関への要望を行う。
- 市道西3丁目通り線の道道昇格について北海道への要望を行う。

④都市幹線街路（都市環状軸）

東三号通（国道 12 号滝川バイパス）、東大通（国道 38 号）、西大通（国道 451 号）、西二号通、三丁目通からなる環状の道路体系を都市形成の骨格をなす「都市環状軸」と位置付けます。

- 三丁目通の未整備区間の道道昇格、整備について検討を行う。

⑤補助幹線街路

居住区域内の交通を集散し、都市幹線街路を補完する役割を担います。また、都市拠点や居住誘導ゾーンなどの周遊、滞留によりコミュニティ活動の活性化を図ります。

- 都市計画道路の未整備路線の見直しを検討する。（中央通・西泉通・一丁目通・二丁目通・西一号通・東四丁目通）

⑥区画道路（一般市道）

居住区域内のアクセス性を高め、市民生活に密着した道路空間を形成するとともに、一部の路線については、補助幹線街路を補完する役割を担います。特に居住誘導ゾーン内の区画道路については、優先的に整備を行います。

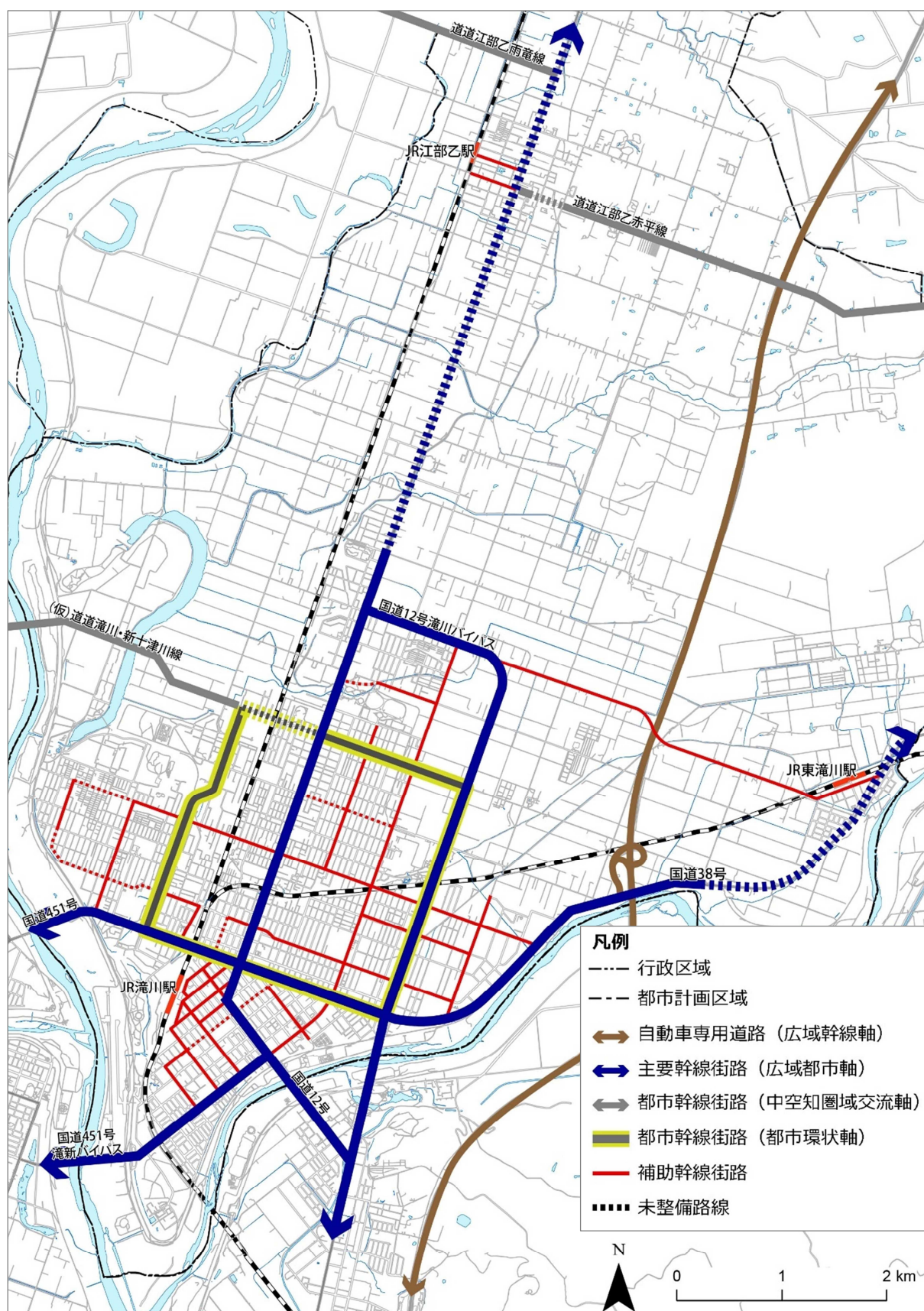


図 道路体系方針図

(4) 都市計画道路の見直し

「主要幹線街路（広域都市軸）」「都市幹線街路（都市環状軸）」に位置付けられた路線は原則として存続することとします。補助幹線街路（一部都市幹線街路含む）は以下に示す「見直し検討路線（区間）の廃止・存続の方向性を判断する流れ」（北海道「都市計画道路の見直しガイドライン」による）やバス路線、緊急避難道路の状況、地域事情に基づき、今後のあり方を判断します。

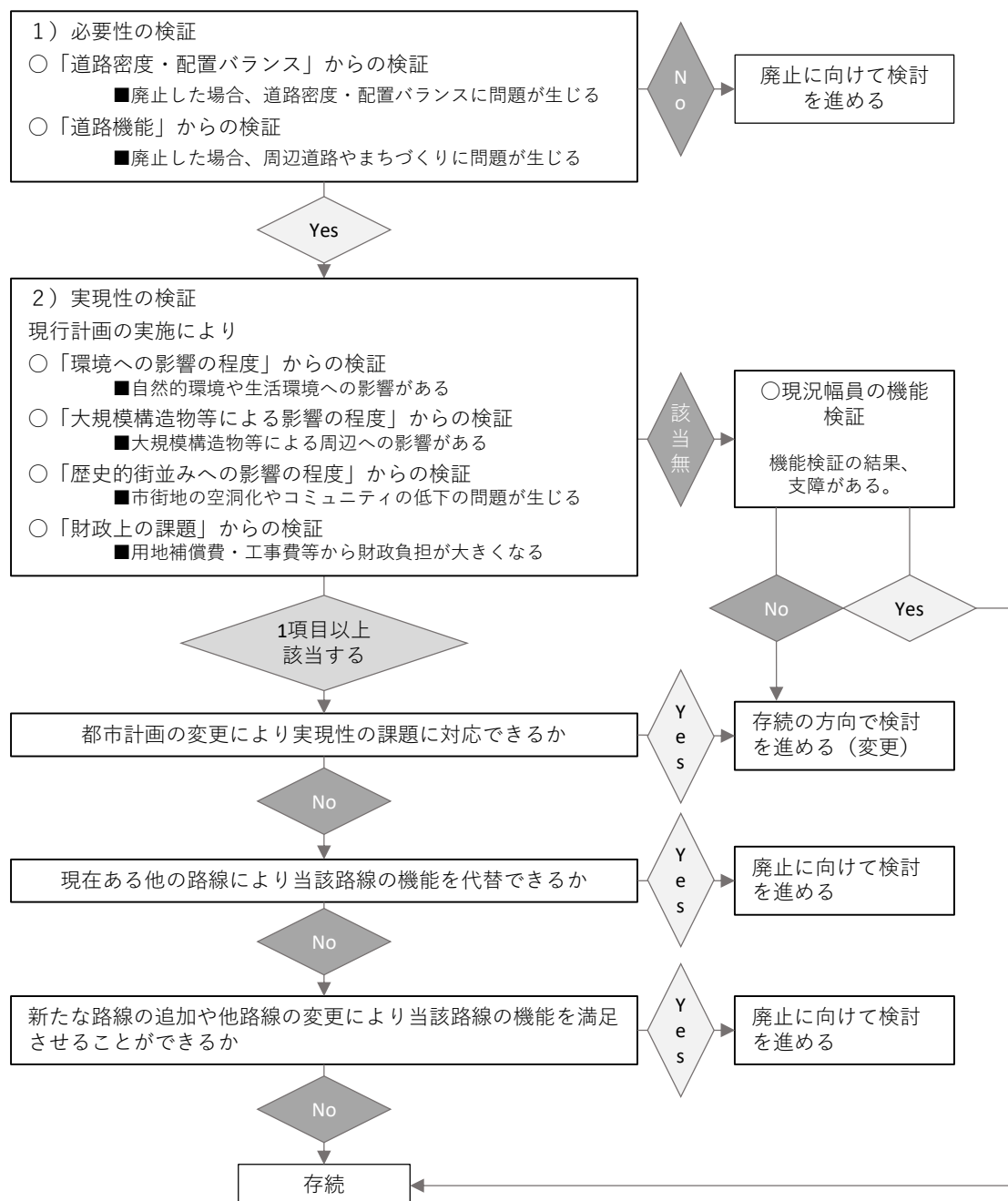


図 見直し検討路線（区間）の廃止・存続の方向性を判断する流れ

資料：北海道「都市計画道路の見直しガイドライン」

(5) 公共交通

生活利便性を確保するコンパクトな市街地形成とあわせて居住地域と各拠点を結ぶネットワークを支える公共交通を維持し、市民の生活を支えていく必要があります。

そのため、既存の公共交通の維持・活用、新たな交通手段の確保など、公共交通の利用促進、利便性の維持を目指します。

① 鉄道・バス

地域の実情を踏まえた持続可能な公共交通の確保に向け、移動実態に応じてダイヤ等の見直しを検討するなど、他路線との接続状況の改善を図るほか、公共交通の利便性を維持する利用促進策等の実施に努めます。

- 鉄道や既存バス路線の維持、ダイヤ等の見直しについては、引き続き公共交通事業者と連携し、方策を検討する。
- JR北海道や近隣自治体と協働による鉄道の利用促進策を継続する。
- パーク&トレインなどの駐車場の維持管理を図る。

② 新たな公共交通

将来を見据えた環境負荷低減や少子高齢化への対応のため、市民に身近な移動手段として、新たな公共交通の導入を検討します。

- デマンド交通等の導入を検討する。
- 高齢者等の交通弱者の移動支援の仕組みづくりを検討する。

(6) 自転車・歩行者交通

環境負荷低減、少子高齢化社会への対応、コミュニティ形成において、日常の利便施設に対するアクセス利便性の向上は重要な要素です。そのため、主要な生活利便施設への自転車・歩行者ネットワークの形成、歩行空間のバリアフリー化、歩行空間とコミュニティ空間の一体整備など、自転車・歩行者交通の充実を図ります。

- ・都市拠点における土地利用に合わせたバリアフリー化路線の見直しを検討する。
- ・主要幹線街路や都市幹線街路における安全・安心な歩行空間の整備を検討する。
- ・JR滝川駅前広場における広場、休憩所のあり方を検討する。
- ・都市拠点、居住誘導ゾーン内の周遊ルート、滞留空間の形成（広場、緑地等）を検討する。

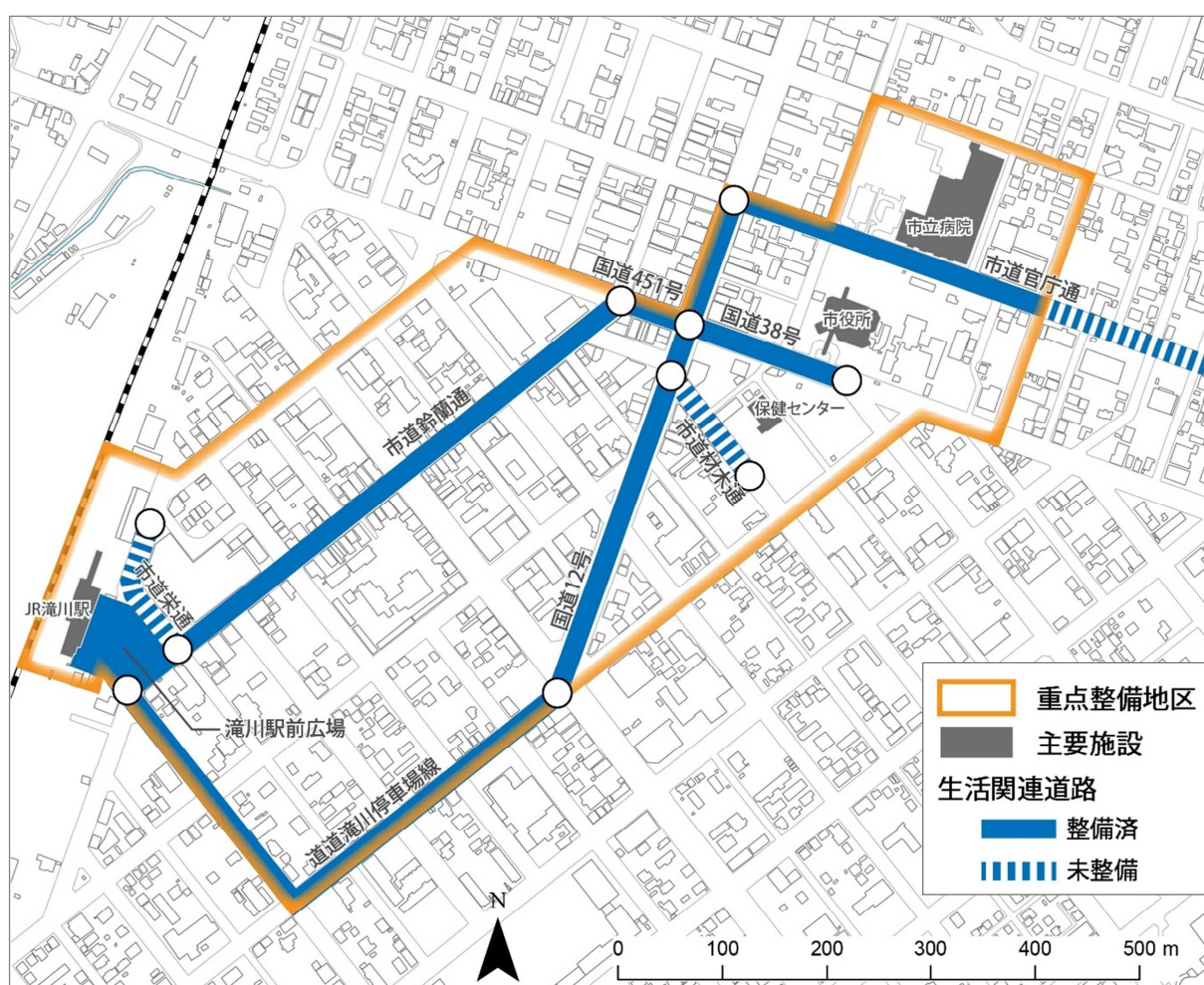


図 重点整備地区（生活関連施設及び生活関連道路）

資料：滝川市バリアフリー基本構想より作成

（７）道路景観

本市の田園景観や自然景観に調和するように、街路樹等の整備・維持管理や沿道の建築物・広告等の景観マネジメントを行います。

街路樹については樹木の生育に伴い、維持管理費用が増大しているため、重点管理路線の設定などによるメリハリのある管理、不適合木の撤去や間引きなど、適切な維持管理に取り組みます。

- 街路樹の適切な維持管理を図る。
- 緑花樹等配布事業を継続する。
- 電線類の地中化について、関係機関へ要望する。

（８）道路の維持管理

関連計画※に基づき、定期的な調査を実施し、計画的かつ予防保全的修繕を実施することにより道路利用者の安全性・快適性を確保するとともに、維持管理コストの縮減を図ります。

また、冬期間における積雪に対応し、道路の安全性確保や流雪溝の維持管理を行うとともに地域協働の除排雪体制を継続します。

- 日常点検、定期点検、計画的な補修等を継続する。
- 除雪機械の適切な更新と民間への貸与を継続する。
- 冬期路面の凍結及び交通対策を継続する。
- 地域協働の除排雪体制を継続する。（流雪溝管理運営事業、市道排雪モデル補助事業など）

※「滝川市舗装個別施設計画」及び「滝川市橋梁長寿命化修繕計画」

4-3 公共施設・その他の都市施設

(1) 公共施設・その他の都市施設に関する現状と課題

本市ではこれまで人口の増加や住民ニーズなどに応じて、多くの公共施設等のインフラ整備に取り組んできましたが、これらの施設も老朽化が著しく、今後の維持管理や更新等に膨大な経費が必要になることが見込まれます。

人口減少や少子高齢化が進行する中、市税や地方交付税の減少などが見込まれ、地方財政にとっては一層厳しさを増しており、施設ごとに更新費用等を捻出していくことは極めて厳しい状況にあります。

このような近年の状況を鑑み、財政負担の軽減・平準化や計画的・効率的な施設配置を進め、人口減少等に対応した施設運営を目指すことが必要です。

なお、施設配置の検討にあたっては人口減少や少子高齢化への対応、郊外部への市街地拡大の抑制などの観点を踏まえることが求められます。

(2) 公共施設・その他の都市施設の基本方針

市民の利便性に配慮した適正な施設配置を行うとともに、計画的・効率的な施設運営の推進

①施設の複合化の推進

施設の複合化・集約化を進め、必要な機能を維持しつつ、施設の床面積の削減を図ります。また、新たに施設を取得する際は、施設の複合化・集約化を行うことを基本とし、新たに取得する施設の床面積を超える規模の既存施設の床面積を削減します。

②施設の計画的・効率的な維持管理の推進

今後も維持し続ける施設については、省エネルギー化を含む、計画的な修繕を行い、施設の長寿命化を進めます。また、施設の維持管理及び運営については、PPP（官民連携）を基本とした、効率的な維持管理を行うこととします。

③施設の無駄のない活用の推進

削減の対象となった施設は、積極的に売却・賃貸・譲渡を進め、これにより得られる財源は、残存する施設の維持管理経費等に充てます。また、広域利用が可能な施設は、広域による運営を検討します。

④適正な配置による施設の集約化

多数の市民が利用する行政サービス施設、医療・福祉施設、文化施設などの都市機能を集約化する場合、市民の暮らしやすさへの配慮や持続可能な都市づくり、都市の活力の創出の観点から、土地利用の基本方針を踏まえ、可能な範囲で都市拠点や居住誘導ゾーンへと誘導を図ります。

教育施設など地域に密着した施設については、居住誘導ゾーンから通いやすい範囲へ立地を図ることとしますが、コミュニティ拠点や一般住宅地の利便性も考慮しながら、配置を検討します。

（３）公共施設の再編や施設配置

「滝川市公共施設個別施設計画 前期計画」の方針に基づき、施設の再編を進めます。施設の再編にあたっては、施設の状態（耐用年数や耐震性など）、利用状況、維持管理コスト、施設の役割を総合的に判断した上で、引き続き維持し続けるのか、複合化・集約化を図るのか、といった方向性を定めます。また、建て替えを伴う複合化・集約化を行う場合、本計画の土地利用の基本方針を踏まえ、適切な施設配置を検討することとします。

（４）その他の都市施設

本市の市民生活を担う施設については、今後も適切な維持管理を図りながら、社会情勢等を踏まえた適切な更新、都市計画決定などを検討します。

①一般廃棄物処理施設

ごみ処理の広域化計画に基づき本市、芦別市、赤平市、新十津川町、雨竜町の広域ごみ処理施設であるリサイクリーンでは、ペットボトルなどの資源物は中間処理を行い、民間事業者に引き渡しリサイクルを推進するなど環境負荷の軽減を図ります。また、生ごみを活用したエネルギー回収及び残渣の堆肥化を行う高速メタン発酵処理施設については、バイオマス活用や施設のあり方などを検討します。

なお、持続可能な廃棄物処理の適正なあり方の中で、一般廃棄物処理施設の整備を検討します。

②産業廃棄物処理施設

産業廃棄物処理施設は、民間事業者による整備が基本となっていますが、北海道の関連計画※に基づき、適切な立地及び施設整備となるよう努めるとともに、各計画における位置付け等を踏まえつつ、当該施設に係る計画内容やその公益性を含めた上で、適正な管理運営等を維持し、当該施設に係る恒久性の確保が図られると判断した場合については、都市計画決定に向けての検討を行います。

※「北海道循環型社会形成推進基本計画」及び「北海道廃棄物処理計画」

③火葬場

火葬場（滝の川斎苑）は本市、赤平市、新十津川町、雨竜町の広域を対象とし、市民生活を営む上で必要不可欠な施設であり、令和３年度に建て替え事業を実施しました。今後も適切な維持管理を行っていきます。

④卸売市場

滝川地方卸売市場は、滝川市街地の中空知流通関連団地に位置し、本市における食料品の取引の拠点としての役割を果たしており、今後も都市施設として維持します。

⑤エネルギー供給施設

エネルギー供給施設は、各民間事業者による整備が基本となっていますが、避難所となる公共施設へのエネルギー供給を行う施設など、公益性の高い施設については、都市計画決定の検討を行います。

4-4 都市環境

(1) 都市環境に関する現状と課題

本市の公園や下水道等の都市施設は一定程度充足しており、今後の人口減少や本市の厳しい財政状況を踏まえると、長寿命化等により既存ストックの有効活用を図るとともに、施設の集約化等の検討が必要です。こうした中、子育て世帯に魅力的なまちづくりや高齢者が住み続けられるまちづくりなど、少子高齢化への対応を踏まえながら、自然環境の保全や公園緑地の再編などを図ることが求められます。

また、近年の気候変動や地球温暖化への対策として、建築設備や再生可能エネルギーの導入、交通や廃棄物処理など、都市環境に関する各分野において脱炭素化を図る必要があります。都市環境に関連する個別施設については、施設の老朽化状況などを踏まえ適切な維持管理・更新の検討が求められます。

河川については、市や関係機関による環境整備が進められていますが、環境面の観点から改善が必要な箇所もみられるため、引き続き関係機関と連携した河川整備が必要です。

(2) 都市環境の基本方針

地球環境にやさしい、地域特性を生かしたうおいのある都市

①人口減少や少子高齢化に対応した施設の再編・集約化

小規模な都市公園については集約や再編を図ります。下水道施設については、人口減少に伴う事業計画の見直しを踏まえ、計画的な管路の維持管理を実施します。

②脱炭素化に対応したまちづくりの推進

再生可能エネルギーの利用促進やエコカーの導入検討、公共交通機関の利用促進のほか、一般住宅や公共施設についても環境に配慮した設備導入や運営を促進します。

都市環境に関連する個別施設については、施設の老朽化状況などを踏まえ、維持管理や更新などの方向性を検討します。

③関係機関と連携した河川整備の継続

河川については、野生動植物の生息地や市民のレクリエーションの場として適切な維持管理や保全を図るほか、関係機関への未整備河川の改善要望や関係団体と連携した清掃活動、環境教育などを継続的に実施します。

(3) 公園・緑地・河川

公園・緑地は、安らぎや憩いを享受できる空間であることに加え、災害時における避難場所の機能を兼ね備えています。また、コミュニティの形成や地域づくりの拠点としても重要な役割を担っているため、多世代が安全・安心に利用できる公園・緑地の整備・利用・管理が求められています。

現在、本市の公園・緑地の総量は充足していることから、既存の公園の資源や価値の維持を基本としながら、公園の特色・役割を活かした機能分担や施設機能の統廃合を進めます。また、都市公園の効果的な利活用と魅力向上のため、地域住民や民間企業が参画できる取組を継続的に実施します。

河川については、自然環境の保全を図りながら、環境教育、市民の憩い、健康づくりなど、河川に囲まれた環境を活かしたまちづくりを進めます。

① 緑のネットワークの形成と拠点づくり

本市における主要な河川や緑地については、都市環境の骨格となる緑や骨格をつなぐ「水と緑のネットワーク」として位置付け地球温暖化防止や生物多様性の保全に向けた環境保全を図ります。

- ・石狩川や空知川、丸加高原などの丘陵地や市街地周辺の田園は、本市の都市環境の骨格となる緑として位置付け、河川緑地の整備や植林など維持保全を図る。
- ・江部乙川や熊穴川などの小河川や農地のなかの樹林地・池沼、花・野菜技術センター周辺の森林、東滝川地区を東西に横切る河岸段丘崖、公園のまとまった樹林地は野生生物の生息地・移動経路となる水と緑のネットワークとして配置し維持保全を図る。

② 社会動向・市民意向に対応した公園・緑地の集約・再編

市民の身近な公園である都市公園の利用促進を図るため、現在の利用状況、人口減少や少子高齢化の進行を踏まえた将来の利用状況、地域の特性を考慮して、公園機能の見直し及び公園立地の集約を進めます。

- ・現在の公園整備状況と地域の特性を踏まえ、公園の機能の見直し、立地の再編を検討する。
- ・公園集約の跡地となる場所では、住民のコミュニティスペースや防災分野の取組での活用も視野に入れた上で、地域住民とともに活用方策を検討する。

③ 市街地における緑化

市街地では、うるおいや安らぎをもたらす緑を適切に形成・維持管理するとともに、一般住宅地などの戸建て中心の住宅地では、郊外のライフスタイルに対応し菜園や花壇のスペースを確保するなど、緑豊かな市街地形成を促進します。

- ・幹線街路の街路樹の維持管理、公共施設の敷地内緑地や外構緑地の形成や維持管理を図る。
- ・コミュニティの育成や生涯学習、子育ての場など市民が集える農空間の整備を図るため、遊休農地などの市民農園などへの活用を継続する。

④地域（市民、企業、NPO など）との協働による活動体制づくり

緑づくりの実現に向け、担い手となる市民、事業者、団体が緑づくりに関わりやすい環境を目指します。

- ・「まちづくり・川づくり協議会」などの既存市民団体の活動支援を行う。（石狩川クリーンアップ作戦による清掃活動の連携等）
- ・公園等の整備に当たり、住民参加型による計画策定を推進する。
- ・緑花樹等配布事業を継続する。
- ・アダプトプログラム制度※の活用（「たきかわまちぴか協働隊」制度の活用）を継続する。

※アダプトプログラム：市民と行政が協同で進めるまち美化プログラム。「アダプト」とは「養子縁組する」という意味で、企業や地域住民などが道路や公園など一定の公共の場所の里親となり、定期的・継続的に清掃活動を行い、行政がこれを支援する仕組み。

⑤河川

自然環境保全を図りながら、環境教育、レクリエーションの場づくり、健康づくりなど、河川に囲まれた地域特性を活かしたまちづくりを進めます。

また、河川敷地等の樹林地は、野生動植物の生息地・移動経路となるため、生態系ネットワークの維持保全を図ります。

- ・ラウネ川の水質改善に向けた取組（北海道への水質改善策の実施要望や合併処理浄化槽の整備継続、清掃活動等の活動支援など）を促進する。
- ・水質調査等の環境調査を継続的に実施する。
- ・野生動植物等の生息環境の適切な保全（河川敷地への植林や草刈り等の維持管理など）を図る。
- ・石狩川、ラウネ川等における親水空間の整備について、国及び北海道への要望を継続する。
- ・石狩川、空知川、ラウネ川等における環境教育を推進する。
- ・普通河川において、氾濫を防止するための伐開及び浚渫事業を実施する。
- ・道道深川砂川自転車道線の未整備区間の整備について、北海道への要望を継続する。
- ・たきかわスカイパークでは、スカイスポーツ施設と公園機能が一体化した、滝川ならではの地域資源として、施設の改善や魅力強化に資する取組みを検討する。
- ・B&G海洋センターでは、施設等の再整備に向けた方向性を検討する。
- ・リバーサイドエリア内の各施設が連携し、賑わいの創出を図る。



図 公園・緑地・河川の方針図

資料:「滝川市緑の基本計画」を参考に作成

(4) 都市環境施設等

日本では、2050年カーボンニュートラルに向けて、2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減する目標を掲げており、本市の都市環境施設等においても、都市活動に伴う地球温暖化対策やエネルギーや資源の循環に対する重要な役割を担う施設として、関連技術の導入や行政や市民が一体となった取組の推進が求められます。

そのため、水循環の適正化、省資源・省エネルギー技術の推進、自然エネルギーの有効活用等による二酸化炭素排出量の削減、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進などの分野で、施設の効率化・最適化や資源循環に関する社会システムの改良を先導的に推進します。

① 建築物の脱炭素化の推進

集約・再編後の公共施設の有効活用や住宅の省エネルギー化を通して、建築物の脱炭素化を促進します。

- ・ 公共施設のリノベーションなど、既存ストックの有効活用（統廃合後の小中学校の再活用、その他市有施設等の改修などによる長寿命化対策など）を図る。
- ・ 住宅における省エネルギー化、長寿命化（断熱性能、住宅設備等）に向けた支援を検討する。

② 再生可能エネルギーの利用や交通手段の脱炭素化の推進

脱炭素化型まちづくりの推進のため、太陽光発電など再生可能エネルギーの利用促進やエコカーの導入、公共交通機関の利用促進を図ります。

- ・ 太陽光などの再生可能エネルギーや省エネ技術の公共施設への導入を検討する。
- ・ 一般廃棄物処理施設内にあるバイオガス化プラント（高速メタン発酵処理施設）のあり方を検討する。
- ・ 更なるバイオマスの利活用に向けて、農業系未利用資源等の新たなエネルギー活用の可能性について検討する。
- ・ 公共交通機関の利用促進に向けた取組を行う。
- ・ デマンド交通等の導入を検討する。
- ・ 公用車をはじめとするエコカーの導入を検討する。

③ 廃棄物の適正処理

ゴミの3R（リデュース、リユース、リサイクル）を促進し、ゴミの減量や適正処理、資源の循環利用を進め、リサイクル活動拠点の整備を推進します。

- ・ 町内会等での集団資源回収への支援を継続する。
- ・ 一般廃棄物処理施設については、持続可能な廃棄物処理の適正なあり方の中で、施設整備の検討を行う。
- ・ 新たな最終処分場の整備の必要性について検討する。

④ 下水道施設の維持管理や水循環の適正化

市民が安全・安心な下水道を使用できる環境を維持するため、下水道施設の適切な維持管理を進めます。また、都市下水道の普及促進や農業地域における合併処理浄化槽の普及など水循環の適正化に努めます。

- 既存の下水処理区域の維持や計画的な改築更新を図る。
- 公共下水道普及率の更なる向上を図る。
- 下水道の水質の維持管理（定期検査の実施など）を継続する。
- スtockマネジメント計画にもとづく管路維持管理を継続する。
- 合流式下水道の分流式への移行※を図る。
- 下水処理区域外における合併処理浄化槽の設置を継続する。

※下水道の方式には合流式と分流式がある。

合流式：家庭などからの排水と雨水を一本の管で一緒に流して処理する方式であり、本市でも最初に着手した市内中心部でこの方式が採用されている。

分流式：生活排水と雨水を別々の管で流す方式であり、現在新しく整備する下水道のほとんどがこの方式を採用している。

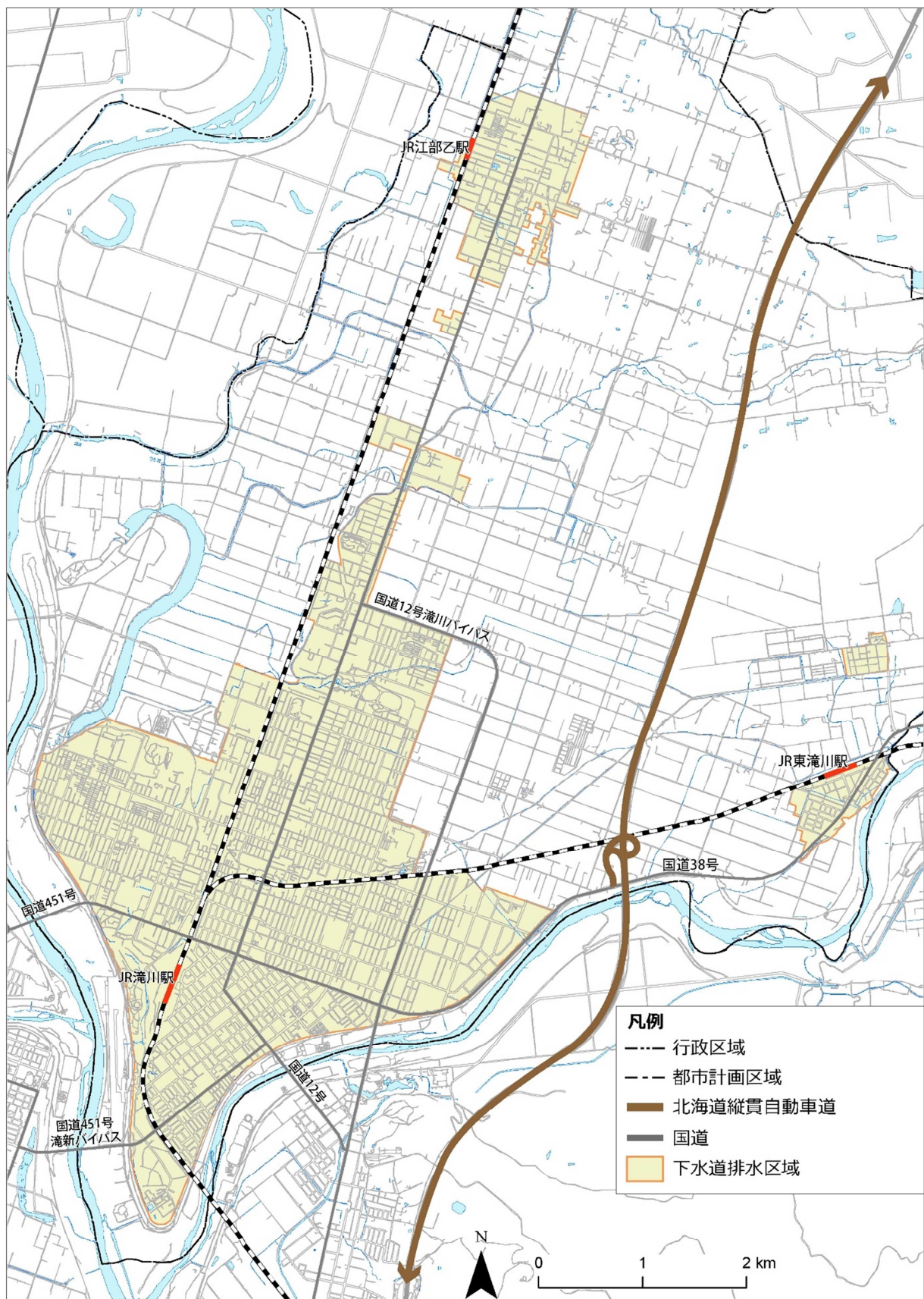


図 下水道の整備状況図

4-5 都市防災

(1) 都市防災に関する現状と課題

近年、全国各地で大規模な地震が発生し、台風及び前線に伴う集中豪雨や予測できないゲリラ豪雨の発生頻度が著しく増加するなど、自然災害への危険性が高まっています。また、本市には、石狩川、空知川といった大きな河川のほか、江部乙川やウネ川が流れており、洪水による浸水が想定されるエリアに多くの市民が居住している状況にあります。

また、建築物の耐震化については、市有建築物はおおむね耐震性を満たしているものの、それ以外の多数の者が利用する建築物※については、一部耐震性が不十分なものがみられる状況です。

都市防災については、本市の厳しい財政状況を踏まえると、公共事業によるハード面の整備で全てを対応することは困難と考えられるため、ソフト面の防災対策についても、市民や民間事業者等の協力も得ながら推進することが必要です。

※多数の者が利用する建築物：「滝川市耐震促進計画（第二期）」において定められている、学校、病院、百貨店、事務所など、不特定かつ多数の者が利用する用途の建築物で、一定の規模以上のもの。

(2) 都市防災の基本方針

**災害に強いまちづくりを進めるとともに
市民自らの地域防災力の強化により市民の安全・安心を確保**

① 災害などへの対応強化

災害に強いまちづくりを進めるため、災害の危険が少ないエリアを中心に、都市機能や居住の誘導を図るほか、地域防災計画、耐震促進計画などに基づき、建築物の耐震性や電気、水道、ガスなどのライフラインや防災拠点となる施設の安全性を確保します。

② 治水対策の推進

自然環境に配慮しながら河川の維持管理や水害対策を適切に行うため、河川整備計画などに基づき、護岸整備及び堤防の築造や低地帯などの排水施設の整備などの治水対策を行います。

③ ハード・ソフトの両面からの防災対策の強化

近年の災害の激甚化・頻発化に対応し、河川改修等のハード面による防災対策に加えて、行政と市民等が協働し、地域の災害対応力を高めるためのソフト面での取組を促進します。

(3) 都市防災

都市防災の課題への対応にあたり、①被災リスクの抑制の推進、②ハード・ソフトの両面による防災・減災対策、③流域治水[※]の強化、④建築物やインフラの耐震化を総合的に組み合わせて取り組みます。

地域防災計画、耐震促進計画（第二期）、立地適正化計画などに基づき、災害に強い都市基盤の整備や防災を考慮した土地利用計画などとともに、地域の防災対策による市民の防災力向上など、市民の安全、安心を確保する災害に強い都市の形成を図ります。

※流域治水：気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、堤防の整備、ダム建設・再生などの対策をより一層加速するとともに、集水域（雨水が河川に流入する地域）から氾濫域（河川等の氾濫により浸水が想定される地域）にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方。

①被災リスクの抑制の推進

市民の安全な暮らしを確保するため、災害による被害を回避する対策に取り組みます。具体的には、居住誘導ゾーンの区域外であり、3m以上の洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域（以下、災害ハザードエリア）については、都市機能や居住の積極的な誘導を図らないことや、また災害ハザードエリアにおける開発抑制や、移転に関する支援を検討するなど、できる限りの被害の回避を促進します。

- ・災害ハザードエリア外を中心に都市機能や居住の誘導を図る。
- ・災害ハザードエリアにおける開発抑制を図る。
- ・災害ハザードエリアからの移転に関する支援を検討する。

②ハード・ソフトの両面による防災・減災対策

従来の想定を大きく超えるような豪雨による災害が全国各地で頻発している状況を踏まえ、河川改修等のハード面による防災対策の推進に努めるとともに、ソフト面からも市民一人ひとりが災害から身を守るために行動できるようタイムライン[※]防災の考え方を家族や地域レベルで普及、定着を図るほか、自らの意思で災害対応等に参画する市民の力が活用される体制づくりに努めます。

【ハード面】

- ・国、北海道と連携した緊急輸送道路の計画的な整備を推進する。
- ・大規模水害時を想定した庁舎機能の移転対策等、防災対策を推進する。
- ・水道施設、下水道施設等の防災対策を推進する。
- ・避難所として活用しやすい公共施設の整備を検討する。（エネルギー対策の強化など）

【ソフト面】

- ・町内会の研修会等の場を活用して、家族におけるマイ・タイムライン及び地域におけるコミュニティ・タイムラインの意義や作成方法等について普及させ定着を図る。
- ・滝川市防災サポーターの登録拡大を図り、官民一体となつての災害対応体制の構築を図る。
- ・町内会等の団体や学校を対象とした継続的な防災研修会を開催するなど、防災教育を推進する。

※タイムライン：災害の発生を前提に、防災関係機関が連携して災害時に発生する状況を予め想定し共有した上で、「いつ」「誰が」「何をするか」に着目して、防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画のこと。国、自治体、企業、住民等が連携してタイムラインを策定することにより、災害時に連携した対応を行うことができる。

③流域治水の推進

河川整備計画などに基づき、石狩川・空知川・江部乙川・ラウネ川などの護岸整備及び堤防の築造など維持管理を適切に行うとともに、普通河川における氾濫防止対策、低地帯の排水施設の整備による内水対策、流域対策を行います。また、河川環境に関する情報収集・提供、水防訓練等を行い、市民と協力した治水対策を行います。

- 河川改修工事（石狩川、江部乙川、ラウネ川）の関係機関への要望を継続する。
- 河川の河岸保護工について、関係機関への要望を継続する。
- 内水排除（排水施設）の整備、更新について関係機関への要望を継続する。
- 普通河川において、氾濫を防止するための伐開及び浚渫事業を実施する。
- 水防訓練を継続する。
- 河川環境に関する情報収集・提供を継続する。

④建築物やインフラの耐震化

災害発生時に迅速な対応ができるよう電気、水道、ガスなどのライフラインを確保するとともに避難所や避難路を確保し、災害応急活動の拠点となる市役所、消防署、病院、避難場所となる学校等の公共施設の安全性を確保します。

- 長寿命化計画などに伴う道路施設の防災対策、橋梁の長寿命化、下水道の耐震化を推進する。
- 耐震促進計画（第二期）に基づき、住宅や多数の者が利用する建築物の耐震化を促進する。

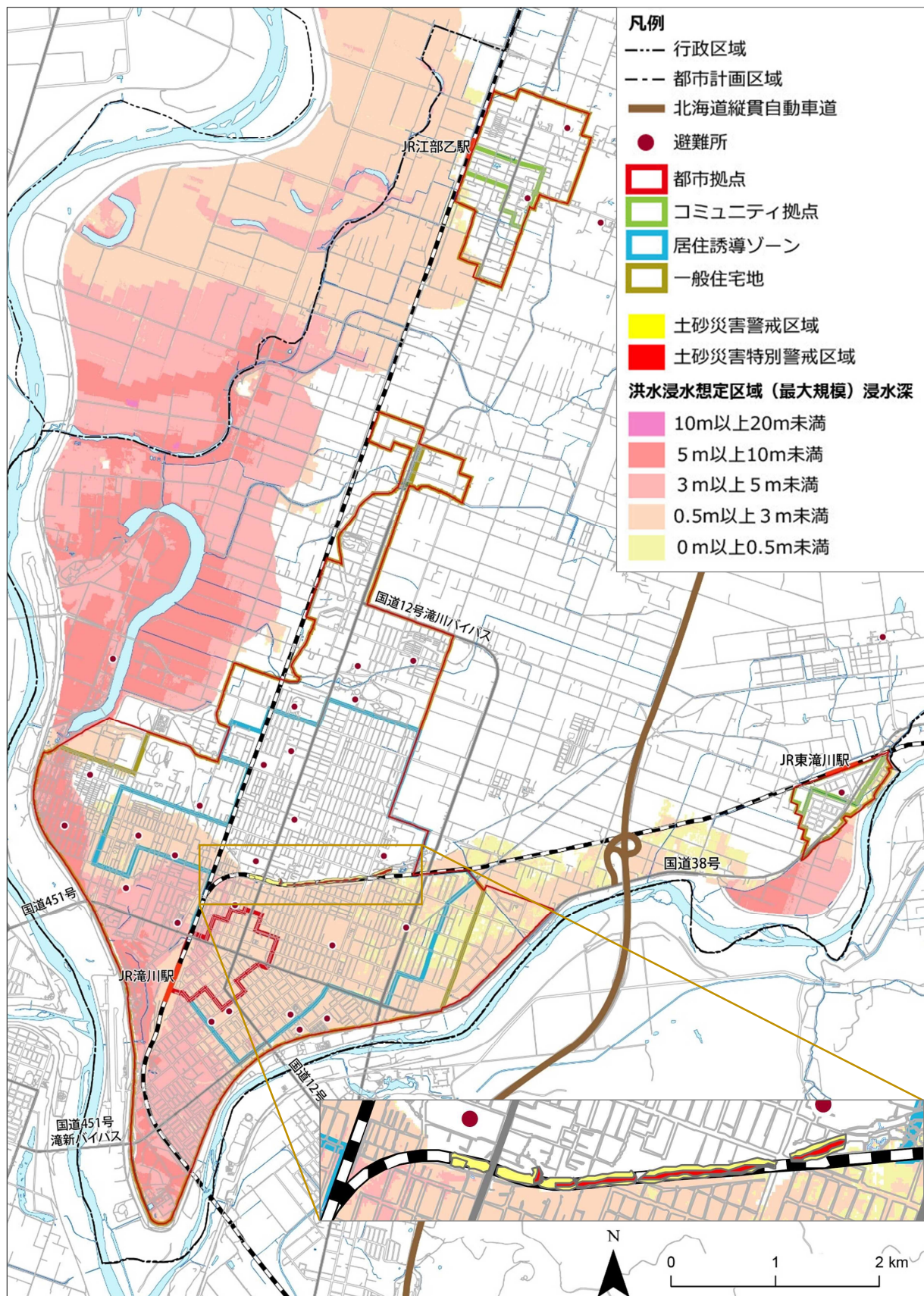


図 都市防災現況図